

環境教育と教員の 環境意識に関する研究

千葉大学 倉阪研究室

渡邊昂希
赤石澤みさと
天笠康平
有野萌
栗田知代子

2007年12月

要約

現在世界中で、温暖化や砂漠化などの地球環境問題がとり立たされているが、これらの問題の解決は事後療法的なものであることが実状である。この解決法の大きな欠点は、環境破壊の程度による不可逆性である。生物多様性の破壊など取り返しのつかない状態になってしまえば事後療法では何の効力も持たない。また解決できたとしても、以前の状態に戻すには多くのコストや期間が必要になる。つまり環境問題対策は未然防止が有効であると言える。しかし、その未然防止をする際には環境への様々な知識や高い意識が必要になる。こうした知識や意識を身につけるために、環境教育というものが世界中で重要視されるようになって来た。行政レベルでも環境教育関連の法案制定など積極的な環境保全活動が行われる国づくりに注力している。私たちはそこで環境教育のスタートとも言うべき小学校において、実際に現場で環境教育がどのように行われているかを調査しようと考えた。その際に学校における環境教育の推進役として非常に重要な役割が期待されている教員に対してアンケートとインタビューという二つの手段により、環境に対する意識や環境教育の実態などを調査した。その調査結果の分析により、内在する問題点を洗い出し、より良い環境教育が行われるような政策提言をしようとしている。

まずアンケートについてだが、今回は千葉市の小学校教員を対象に行い、回答率 38.5%、138名の回答を得た。アンケートは三部構成となっていて、内容はこの調査の主目的である小学校における「環境教育の現状」と「教員の環境意識の高さ」という二点に着目した設問を並べている。この二点を知るために15個の設問を用意し以下の7つの分析を行っている。

- () 学習指導要領についての分析
- () 参考資料についての分析
- () 環境教育を行う上での問題点についての分析
- () 国家行政の提示資料についての分析
- () 行政による法律や方針についての分析
- () 行政による措置についての分析
- () 教員の環境意識についての分析

ここでは特徴的な結果が出たものを抜粋して紹介し、全体的なアンケート結果からを述べることとする。まず()についてだが、教員が参考に行っている環境関連の資料としては環境教育関連の本が一番であり、次にインターネット、新聞や雑誌、文部科学省の「環境教育指導資料」と続いた。注目したいのは文科省の指導資料を参考にしている人が設問中最も少なかったことである。この理由については、分析だけでなく実際に教員へのインタビューで確認もしている。次に()についてだが、各教員に対し環境教育を行う際に何が問題であるかを答えてもらうとともに、問題点に内在する現状や解決策などを自由に書いてもらった。この結果から時間を確保するのが難しいと考えている教師が特に多いことが分かった。時間の確保について工夫の余地があると言えるだろう。また教師に自由に記述してもらった問題点では、「外部の方との打ち合わせが大変である」、「生活に取り入れようとしても家庭の意識が低いため生かさない」、「得た知識・情報を生活の中で実践、定着させていくには、家庭との連携が必要」等の意見が出た。つまり環境教育を行うためには、教師の力だけではなく、

家庭との連携が必要であるということではないだろうか。そして()で特徴的なのは「環境教育指導資料」を知っているかという問いの結果である。「知らない」と「名前を聞いたことはある」という回答を合わせると8割を超える教員が資料の中身を見たことがないことになる。「環境教育指導資料」では教育現場の教科と関連させた環境教育から体験型まで、様々な授業例が詳しく書かれ、充実した内容であるように思われる。やはりこの資料を現場でより活用できるようにする工夫が必要だろう。最後に、()の分析であるが、この設問は内閣府の世論調査を一部抜粋して載せ、生活の中での一般の人々の環境意識と教員の環境意識との間には差が見られるのかということ进行分析、考察している。ここで挙げた4つの設問の結果から分かることとして、教員の個人としての環境保全への意識と行動は一般に比べて高いと言ってもよいだろう。しかし、環境教育者として行動を起こそうとする際には「環境教育の現状」を問う設問の結果から分かるように大きな問題を抱えていることが分かる。つまり個人的な環境保全行動と教育者としての環境教育の間には大きなギャップがあることが明確になった。よって提言は教員個人を対象にするのではなく、学校や行政など組織的なものに対する提言がより効果的なのではないかと考えられる。

次に教員と行政へのインタビューの結果と分析を一部紹介する。教員へのインタビューはアンケート集計だけでは分からなかった現場の生の声を収集する目的で行った。千葉市立の二つの公立小学校の教員にそれぞれ協力を仰いだ。インタビューの結果をまとめると、概ね以下ようになる。教員は全体的に環境教育に割ける時間や予算が少ない。しかし、その中で工夫して環境教育を行う教員もいれば、なかなか積極的に行えない教員もいる。また、あまり活用されていない指導資料に関しては、より身近な環境問題が載っている資料や教材を参考にした方がいいという意見が出た。一般的な例を挙げただけでは地域の特性を生かした環境教育が行えないというのである。指導資料自体を実際に見たことがないという教員がアンケート結果から多数であるということが分かっているため、この意見に関しては疑問符を投げかけざるを得ない。しかし、資料は国が作成しているという現実を考えればより地域の特徴が出る環境教育のネタがあっても良いかもしれない。現場の状況を見る限りでは工夫次第で多くの問題を解決できる可能性がある。

また行政へのインタビューは主目的として提言をする際に、より実現可能性の高いものとするために行った。「千葉県環境学習基本方針」や環境関連の法律の周知率の極端な低さはパブリックコメントの募集や周知の仕方に問題があったとし、工夫の余地があることを聞き出せた。また、予算の問題に関しても、工夫次第で解決できることが分かった。

最後に、以上を踏まえた上で政策提言を行う。政策提言は3点行う。行政資料に関する提言、研修制度に関する提言、周囲との連携に関する提言の3点である。

行政資料に関する提言は、行政には地域密着型の資料の提示、教員には資料を参考にするべきであるという提言を行う。

研修指導に関する提言は、行政に関しては研修の推進、教員には自主的に環境を学ぶ意識の推進を提言する。

周囲との連携に関する提言は、行政は協力してくれる団体へのインセンティブ、教員は周囲との連携の努力をするように提言する。

目次

はじめに

第1章 現状整理

- 第1節 環境教育の意義
- 第2節 日本における環境教育の歴史

第2章 問題意識

- 第1節 現状と問題意識

第3章 分析方法

- 第1節 分析の方法
- 第2節 アンケート項目の設定について
- 第3節 教員・行政へのインタビュー

第4章 調査結果・分析

- 第1節 客観的分析
- 第2節 クロス集計
- 第3節 教員へのインタビュー結果
 - 1.インタビューA
 - 2.インタビューB
- 第4節 行政へのインタビュー結果

第5章 提言

- 第1節 行政資料に関する提言
- 第2節 研修制度に関する提言
- 第3節 周囲との連携に関する提言

参考文献・データ出典

はじめに

現在世界中で、温暖化や砂漠化などの地球環境問題がとり立たされている。これらは人間が産業革命以降、自然というかけがえのない地球の財産を省みず経済活動を行ってきたことで起きたものであると言われている。これらの問題を解決するために先進国を始めとする国々が京都議定書の採択や環境サミットの積極的な開催など国家レベルで取り組んでいる。しかし、それらはすべて高度経済成長時代に起きた日本の公害問題と同様に事後療法的な解決でしかないのが実状である。環境問題の事後療法的解決の大きな欠点は、環境破壊の程度によっては不可逆性があることである。つまり健康被害や生物多様性の破壊など取り返しのつかない状態になってしまえば事後療法では何の効力も持たないということである。また、解決できる問題であっても、以前の状態に戻すには、多額のコストや長い時間が必要になってしまう。これらの理由により、これからの環境問題対策は未然防止が非常に大切であると我々は考えるのである。

だが、その未然防止も簡単にできるものではない。世界的な協力体制はもちろん、国や企業による取り組みそして根本的には個人の環境保全行動が未然防止においては重要な要素である。以上のような各行為者が様々な環境保全の活動や行動をするにあたり、環境関連の法整備や制度作りによって取り組みがしやすい仕組みをつくっていく必要である。そして、根本的な各個人としての環境保全の行動をする際に必要になる環境への様々な知識や高い意識を高めるための環境教育は未然防止の環境対策において不可欠のものである。

環境省¹によると「地球温暖化や廃棄物問題、身近な自然の減少など、現在の環境問題を解決し、持続可能な社会を作っていくためには、行政のみならず、国民、事業者、民間団体が環境保全の重要性を踏まえた上で積極的に活動に取り組むことが必要であることから、環境教育を推進し、環境の保全についての国民一人一人の意欲を高めていく」ことなどを目的とした「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を制定している。

環境教育は様々な環境保全活動をする能力を培うために受けなくてはならない大変重要なものであるということが言える。その中でも特に、学校における環境教育は児童生徒に与える影響力が大きく効率がよいものだといえるであろう。しかし、理想的な環境教育が本当に教育の現場では行われているのだろうか。その点については詳しく調べている先行研究を見つけることは残念ながら出来なかった。そこで、私たちは様々な基礎的教育が行われ、家庭と同様に児童に大きな影響を与える小学校において、環境教育が現在どのように行われているかを調査し、現場が抱える問題などを直接教員から聞きだすこととした。その上で行政、教員などへの改善案の提示などよりよい環境教育が行われるような政策提言をしたいと考えた。

本稿は以下のような構成となっている。まず、第1・2章において環境教育の現状と問題を述べ、第3章でアンケートの分析方法の説明をし、第4章においてアンケートの結果の分析を行っている。そのあと、実際に教員の方にインタビューを行った内容とその分析を行う。最後に第5章で政策提言を行う。

¹ 環境省 HP http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/16/09/04092401/002.htm

第1章 現状整理

第1節 環境教育の意義

世界経済が発展していく中、旺盛な経済活動や活発な生産活動、豊かな消費生活などによって、多量の廃棄物、汚濁物を生み出し、地球環境に多大の負荷を与えている。こうした複雑・多様化する環境問題に対応するためには、我々一人ひとりが、人間と環境とのかかわりについての深い理解と認識を深め、環境に配慮した生活や環境問題を解決するに必要な実践的な行動力を身につけることが求められており、教育分野でも、なぜ環境を大切にしなければならないのかを主体的に考えさせる教育の実践が必要になってきたのである。

環境教育とは本来、環境の質の向上のために積極的に行動する人間を育成することである。1972年国連人間環境会議での環境宣言とともに出された「行動計画」には、環境教育の目的を次のように定義づけている。

「環境教育の目的は、自分を取り巻く環境を自分のできる範囲内で管理したり、規制したりする行動力を、一歩ずつ確実にすることのできる人間を育成することである。」

また、ユーゴスラビアのベオグラードにおいて行われた「国際環境教育会議」(1975)において、ベオグラード憲章(The Beograd Charter-Global Framework for Environmental Education)が出され、そこでは環境教育の目的を次のように定義づけている。

「環境教育の目的は、世界の全住民が環境とそれにかかわる問題に気づき関心をもつとともに、当面する問題の解決や新たな問題の起きることを未然に防止するために個人および集団として必要な知識・技能・意欲・積極的な関与を身につけることにある。」

さらに、環境教育の具体的な目標として、次の6点を挙げている。

環境問題への関心

環境に対して基本的な理解をするための知識

環境の保護と改善に積極的に参加する態度

環境問題を解決するための技能

環境状況を生態学的、政治・経済的、社会的見地から行う評価

環境問題を解決する為の行動力

これらの項目を分析的に示している。

このように環境教育は様々な環境保全活動をする能力を培うために受けなくてはならない大変重要なものであるということが言える。環境教育は学校、家庭また地域など様々な場面でできるが、その中でも特に学校における環境教育は児童生徒に与える影響力が大きく効率がよいものであることから今回私達は学校における環境教育に焦点を当て考察を行う。

第2節 日本における環境教育の歴史

日本の環境教育の始まりは、公害学習である。日本経済の高度成長に伴って 1960 年代頃から公害問題が顕著化し、その後学校教育の中でも社会科や理科などの教科の中で環境が「公害学習」として扱われるようになった。佐島群巳は学校教育の見地から「我が国の環境教育の出発点は『公害学習』である、ということだけは確かである」と位置づけている。¹ また藤岡貞彦も「我が国において、環境学習は環境破壊に抵抗する教育、すなわち公害教育として出発した。それは、1960 年代半ばのことであった」と 1975 年の国際環境保全科学者会議で述べている。²

その後、1975 年に入って国内における環境保全運動の芽生えと世界的な環境問題への取り組みに伴い、学校教育においても環境教育が重要であるという認識が高くなった。実際に 1977 年、環境問題重視の方向を打ち出した小・中学校学習指導要領告示がなされ、公害教育から環境教育へと、その内容の充実が図られるようになった。また、1989 年に改訂された新学習指導要領では、各教科、科目等において、環境教育に関連する内容を一層重視している。佐島群巳は本の中で、「今回の改訂では、環境に関する内容の理解だけにとどまらず、環境問題を解決するに必要な能力の育成にも通じる社会の変化に主体的に対応できる能力や態度の育成、論理的な思考力や的確な判断力、豊かな表現力、主体的な学習の仕方を児童生徒に身につけさせるため、体験学習や問題解決学習の充実、人間としての在り方や生き方の究明、道徳教育の充実と倫理観の高揚などをうたっている。」と、述べている。³ この改訂で述べられている内容は、前節で述べた環境教育の目的、目標にそった内容ということができる。内容の理解や知識の習得のみならず、人間としての生き方・在り方から変えていこうというものである。

そして、1991 年 3 月には、新学習指導要領が実施され、また環境教育指導の実践例として、「環境教育指導資料（中学校・高等学校編）」が作成された。

同じく 1991 年 3 月、文部省の発行した「環境指導資料」では、環境教育の目標を先の環境宣言とベオグラード憲章に基づき、「環境や環境問題に関心・知識をもち、人間活動と環境のかかわりについて総合的な理解と認識の上にたって、環境の保全に配慮した望ましい働き掛けのできる技能や思考力、判断力を身に付け、より良い環境の創造活動に主体的に参加し環境への責任ある行動がとれる態度を育成する」と定めている。

このように環境教育とは、環境問題に関する知識のみの学習ではない。環境問題を理解して、環境に配慮した行動のできる人物を育てていくことが目的である。この目的を果たすためには、講義形式の授業のみでは不十分である。日常生活と絡めた、体験学習を行うなど授業を工夫して、環境に配慮した行動のできる人物を育てていかなければならないということが出来るだろう。

このように、公害学習を出発点として、環境教育は徐々に学校教育に浸透していった。学校教育に浸透し始めた環境教育を、これからより浸透させていかなければならないのである。

¹ 「小学校教育」Vol.4,NO.8「授業に環境教育をどう取り入れるか」教育開発研究所、1991

² 「週間教育資料」NO.261、通巻第 391 号、教育公論社、1991

³ 「環境問題と環境教育」佐島群巳 国土社

第2章 現状と問題意識

第1節 現状と問題意識

私たちは今回、環境教育の中でも小学校における環境教育に焦点を当て検証していきたい。環境教育の行われる場として小学校は重要な位置にある。なぜなら、多くの児童が家庭以外で初めて環境教育に接するのは小学校である。また小学校ではほとんどの科目を担当教員が教えているために多くの科目と縦断的にかかわりを持つ環境教育に取り組みやすい環境である。(2002 川嶋)2002年度からは総合的な学習の時間が始まり「環境教育」という科目の設定はされていないものの、指導要領のなかにも「環境」が明記されている。前章で述べたような、環境教育に対する国際的な機運の高まりと、このような日本の教育システムにおける変化によって環境教育への注目は高まっている。

また教育システムだけではなく教員の環境意識も環境教育を行ううえで重要な問題であると私たちは着目した。なぜなら教育は常に教える側の意識、認識にある程度は左右されるものだからである。子ども達に教育を行う教員側の環境意識が高くなければ、子ども達にその重要性を伝えることは難しい。つまり教員の環境意識の高さや、環境問題をどのようにとらえているかが環境教育を行ううえで大きな問題となるのだ。

環境省の世論調査によると現在環境意識の高い人々は年々増えている。しかし教員に焦点をしばり調査したものは見当たらない。実際の問題点としては、環境教育という科目の設定がされていないこと。またゆとり教育が見直される昨今、この環境教育に取り組める総合的な学習の時間が減少するという状況は考えられる。また川嶋(2002)によると教育現場からは実際に「時間的な制約がある」「体験的な学習をさせたいが教室ではできない」といった課題が挙げられている。調査としてはEIC ネット「環境教育・環境学習の推進に関するアンケート調査」では企業などで環境教育に関わる人を対象にアンケートを行い、そのアンケートでは環境教育に取り組む際の問題点やインターネットの利用方法などについて調査がされているが、しかし実際の学校現場においてどのような環境教育が行われているか、また教員の環境意識に関して調査したもの見つからなかった。

そこで私たちは、小学校における環境教育の現状はどのようなものなのか、教員全体では環境意識はどの程度高いのか、この二点に着目し、小学校教員を対象にしたアンケートを行い、それらを調査した。そしてこの調査から現在の環境教育の問題点や傾向などを分析し、次世代により質の高い環境教育を提供することが出来るように、これからの環境教育の在り方を考えていきたいと考えた。

今回、私達は千葉市内の小学校とその教員を調査の対象とした。千葉市を対象として選んだ理由としては市内に住宅街、工業地域、農業地域と多種多様な地域を抱える千葉市は、まさに日本の縮図ともいえ、その千葉市を調査することは日本の環境教育を知る第一歩とも言えると考えたからである。

第3章 分析方法

第1節 分析の方法

初等教育段階における環境教育の現状と教員の環境意識を把握するためにアンケートによる調査を行った。アンケートの設問、回答項目についての説明は次節で行う。

アンケートを送付するためには教員の氏名、住所を入手する必要があった。しかし、個人情報取り扱いが厳しくなっている昨今、教員名簿などで教員の情報を入手することは非常に困難であった。そこで、そこで我々は3月30日発行の千葉日報から今年度春に異動となった千葉市教育委員会に所属する教員358名の名前を入手し異動先の小学校にアンケートと返信用封筒を送付した。1ヶ月の期限の間に138名分の回答を回収した。回答率としては38.5%という高い回答率だった。アンケートは三部から構成されており回答は主に選択式で各設問についてアンケート用紙に直接記入してもらう形式となっている。

第2節 アンケート項目の設定について

前述したように本アンケートは三部構成となっている。第一部では教員の環境教育への取り組み方を、第二部では教員の環境に対する意識を、第三部は回答者の属性を把握するための質問をそれぞれ設定してある。

問16、問17は回答者自身の担当学年、性別、年代といった情報を得るための設問である。教員が学年や学級の担当で無い場合、環境教育自体を実施することが困難な場合もある。そのような例外的な場合も把握するために問1を設定した。またアンケート結果が教員の性別、年齢によって違いが出るかどうかを分析することができる。

問2、問3は環境教育を行う上で「学習指導要領」をどの程度参考にしているかを知るために設定した。教育を行う上で指針としなければならない「学習指導要領」に環境教育に関する記述があるので、それを教育の指針にしなければならないと考えられる。

問4では環境教育を行うための情報をどのように得ているかということ、問5、6は環境教育を行う上での問題点とその問題をどのように解決していこうとしているのかという教員の考え方を把握するための設問である。この設問の回答項目も作成するために国立環境研究所環境情報センターが2003年11月20日から12月17日の間にWEB上で行った「環境教育・環境学習の推進に関するアンケート調査」を一部参考にした。

問7は「環境教育指導資料」についてである。文部科学省が出した環境教育のための資料を現場の教員が参考にしているかどうかを知ることが目的である。

問 8 は教員が環境教育の実施方法として何が重要であるかと考えているのかを知るための設問である。同時に「環境教育指導資料」の内容と教員の回答内容とが一致しているかも把握できる。

問 9、10 は「環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」と「千葉県環境学習基本方針」についての設問である。教員が環境教育に関する法律や行政の取り組みについて関心を持ち、知識を持っているかを知ることが目的としている。「千葉県環境学習基本方針」は平成 19 年 5 月 17 日(木)から平成 19 年 6 月 6 日(水)までの期間 WEB 上また県の窓口で公表されており、県民の意見を公募していた。また県民説明会も 5 回実施されている

問 11 は教員が環境教育のために国、県、市から資質向上のための措置を受けているかを把握するための設問である。

アンケート第 2 部の設問は内閣府大臣官房政府広報室が平成 17 年 9 月行った「環境問題に関する世論調査」から一部抜粋したものである。教員は環境問題に関してどのように考えているのか、どのような行動をとって環境汚染を防止しようとしているのかということを知るための質問を抜粋した。また世論調査の結果と今回のアンケートの結果を照らし合わせて一般の人々の環境意識と教員の環境意識との間には差が見られるのかということ进行分析、考察する。

第3節 教員・行政へのインタビュー

アンケートの集計、分析を踏まえ教員、及び行政にインタビューを行った。アンケートの結果から浮かび上がってきた教員・行政の問題点に対してより具体的な政策提言を行うために更に詳しく調査を行う必要があった。

インタビューはまずアンケートの問ごとに結果を見てもらい、それに一つずつコメントをしてもらった。そのあとに我々からアンケートの結果で不明瞭だった点について詳しく回答してもらった。

詳しくは第 4 章の第 3 節で述べる。

第4章 調査結果・分析

第1節 客観的分析

環境教育の現状を知るために必要だと思われる以下の7つの分析を行うために15個のアンケート項目を設定し、調査を行った。これからこの分析を個別に行っていく。

- () 学習指導要領についての分析
- () 参考資料についての分析
- () 環境教育を行う上での問題点についての分析
- () 国家行政の提示資料についての分析
- () 行政による法律や方針についての分析
- () 行政による措置についての分析
- () 教員の環境意識についての分析

() 学習指導要領についての分析

教育を行う上で指針としなければならない「学習指導要領」には学年・科目ごとに環境教育の内容が定められており、それを教育の指針にしなければならないと考えられる。そのため環境教育を行ううえで、「学習指導要領」をどの程度参考にしているかということを知るために次のような分析を行った。

図1

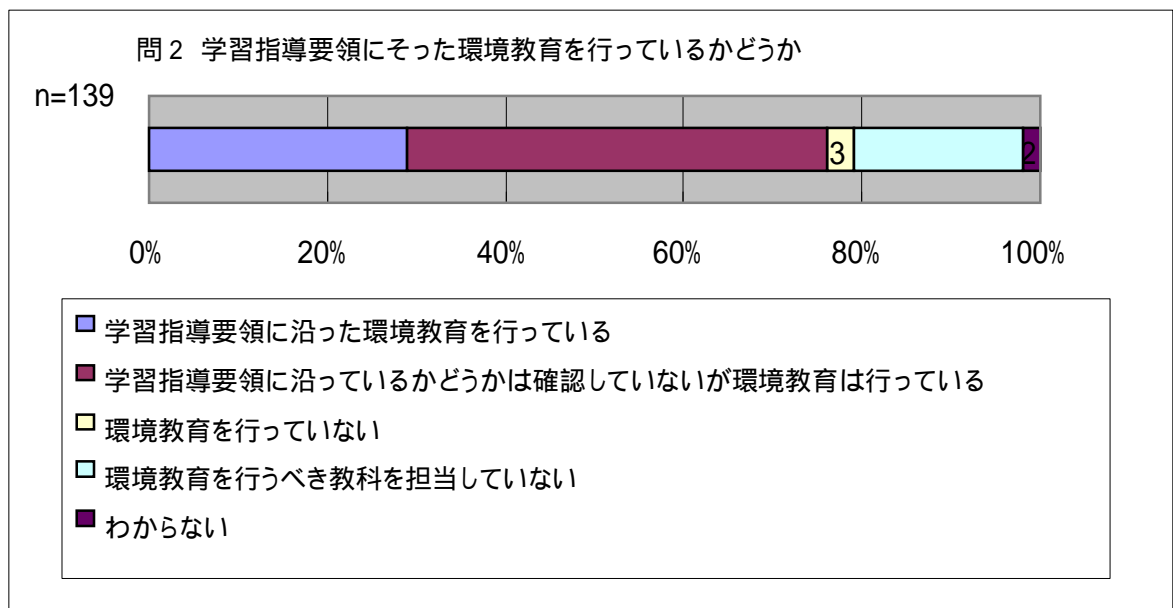
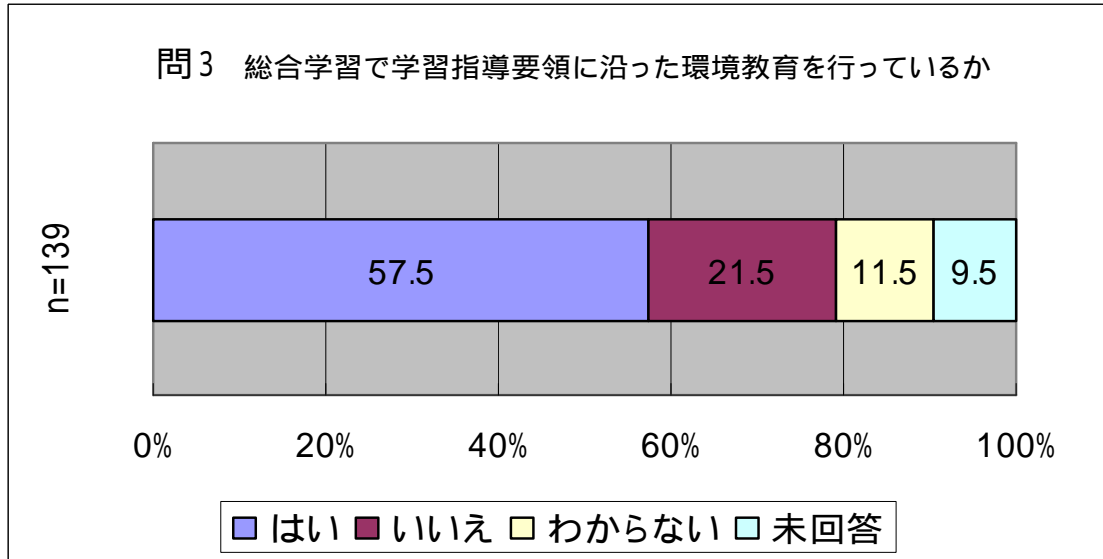


図 2



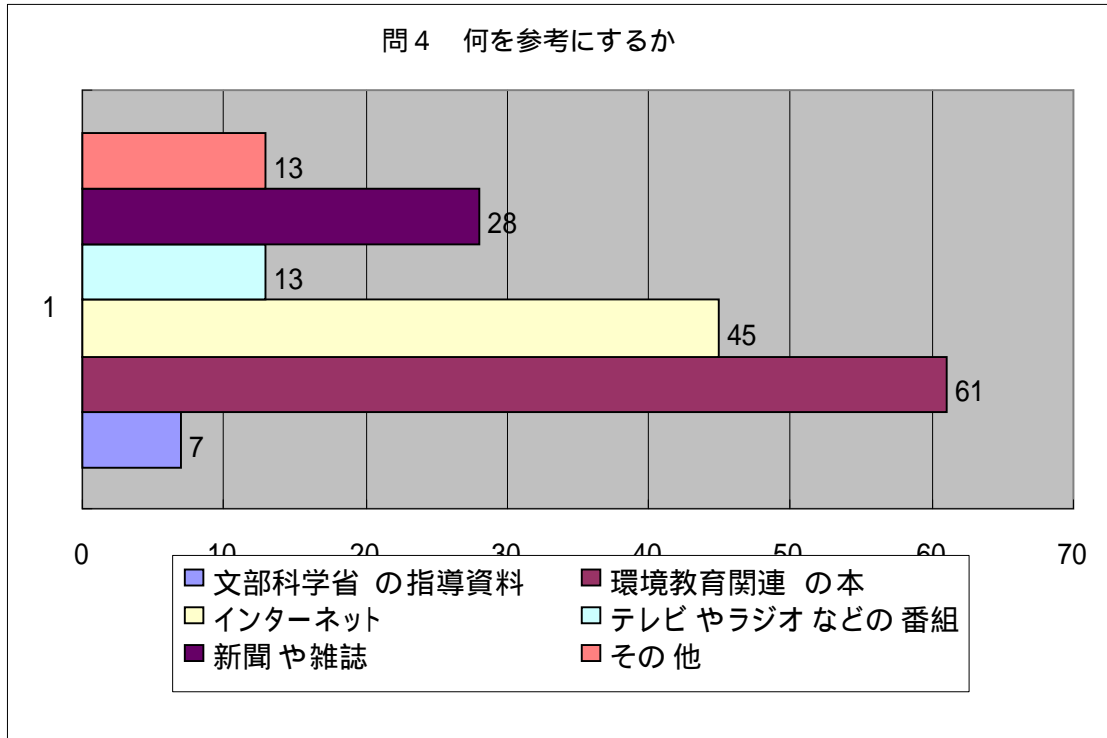
まず通常の授業において学習指導要領を踏まえた環境教育を行っているかという問いについて、一番多かった回答は「学習指導要領に沿っているかどうかは確認していないが環境教育は行っている」という回答で、全体の約半分以上を占めている。「学習指導要領に沿った環境教育を行っている」という回答は全体の30%で、「環境教育を行っていない」という回答はほとんど見られなかった。

次に総合学習の授業で学習指導要領を踏まえた環境教育を行ったことはあるかという問いについて、「総合学習の授業で学習指導要領を踏まえた環境教育を行った」という回答が最も多く57%であり、「行ったことがない」という回答が20%、「分からない」という回答が11%であった。

何故「学習指導要領に沿っているかどうかは確認していないが環境教育は行っている」と回答した教職員が多いかということについて検討してみる。環境教育とは何かということについて学習指導要領に定義されており、この回答をした教職員が環境教育をどう定義づけしているかが問題となってくる。また、教師は学習指導要領に沿って授業を進めなければならないため、これを参照せずに環境教育を行っているということは教育のあり方についても問題である。環境教育が学習指導要領に載っていることを把握していないのか、元々学習指導要領を参照せずに授業を行っているのか。これは現教職員への確認が必要であると考えられる。この結果に対して、総合学習の授業では「学習指導要領を踏まえた環境教育を行った」という回答が57%と半分以上を占めている。この違いはどこからくるのであろうか。この理由として、教えなければならない事柄が明確に限定されている科目での環境教育に対し、総合学習の中での環境教育の内容は比較的自由度が高く、教える先生によってその内容は違ってくる。そのため総合学習での環境教育の内容を検討する際に、学習指導要領を参考することが科目より多いのではないかと考えられる。

() 参考資料についての分析

図 3



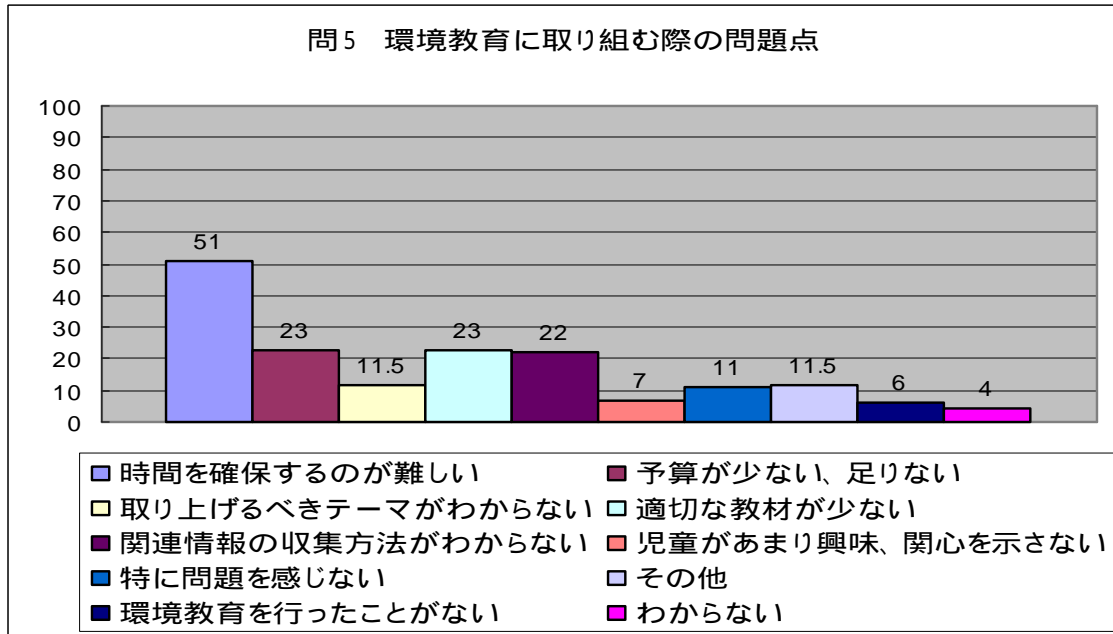
最も教師が参考にしているのは環境教育関連の本であり、次に多いのがインターネットである、3番目に多いのが新聞や雑誌である。文部科学省の指導資料を参考にしている人が最も少なかった。

最も注目すべきは、文部科学省の指導資料を参考にしている人が一番少ないという結果である。つまり、教員は国から発行されている指導資料を参照せずに、自分で環境教育関連の本を読み、インターネットで情報を探し、環境教育の参照にしているという現状があるということである。この理由として、教員が文部科学省から発行されているということを把握していないという原因が考えられる。1998年に発行された「環境教育指導資料」などを参照してみると、環境教育の内容の他に具体的な授業例なども多く掲載されており、非常に分かりやすい資料であった。そのため、これから文部科学省の指導資料が存在するということを教員に周知することが必要になってくるだろう。

() 環境教育を行う上での問題点についての分析

ここでは環境教育を行う上での問題点と、どのように解決していきたいのかという教員の考え方を知るための分析を行う。各教員に、それぞれが環境教育に取り組む上で一番問題だと考える点を挙げてもらい、その後問題点に内在する現状や解決策などを自由に書いてもらった。

図 4



この結果から時間を確保するのが難しいと考えている教師が特に多いことが分かる。やはり、一番の問題点は時間の確保であるということができる。

教師に自由に記述してもらった問題点では、「外部の方との打ち合わせが大変である」、「生活に取り入れようとしても家庭の意識が低いため生かせない」、「得た知識・情報を生活の中で実践、定着させていくには、家庭との連携が必要」等の意見が出た。これらの点から考察すると、環境教育を行うためには、教師の力だけではなく、家庭との協力が必要であると考える教師が多いことが分かる。

また「学校の近くに自然教材が乏しく、校庭のみになってしまう」、「地域から始めるには、学区の状況をまだ把握しきれていない」などの声も聞かれ、環境教育を行うためには、学校以外の場所も必要であると考える教師が多いことが分かった。

() 行政資料についての分析

文部科学省が作成している資料は、内容も具体的であり充実しており、環境教育を行う上で非常に役立つものであると考えられる。教員はこの資料をもとに環境教育を行わなければならないという前提がある。この環境教育のために資料を教員が参考に使っているかということを知るためにこの分析を行った。また、実際に教員が資料を本当に参考しているかを確認するために「環境教育指導資料」の内容と教員の回答内容が一致しているかを図る項目を設定した。その項目は、「小学校における環境教育の方法としては、何に一番力を入れるべきか。」という項目である。「環境教育指導資料」においては、一番力を入れるべきは体験活動であると明記されている。

図 5

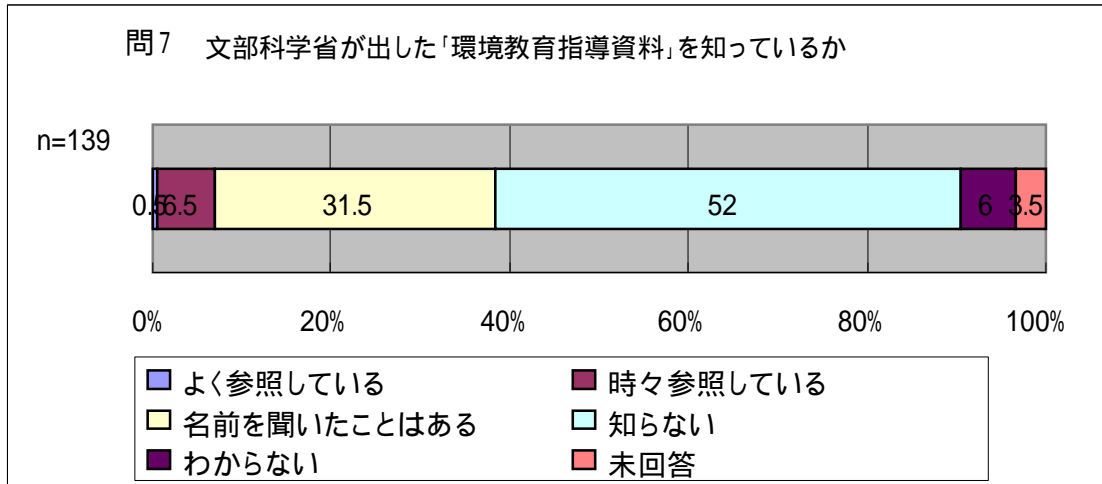
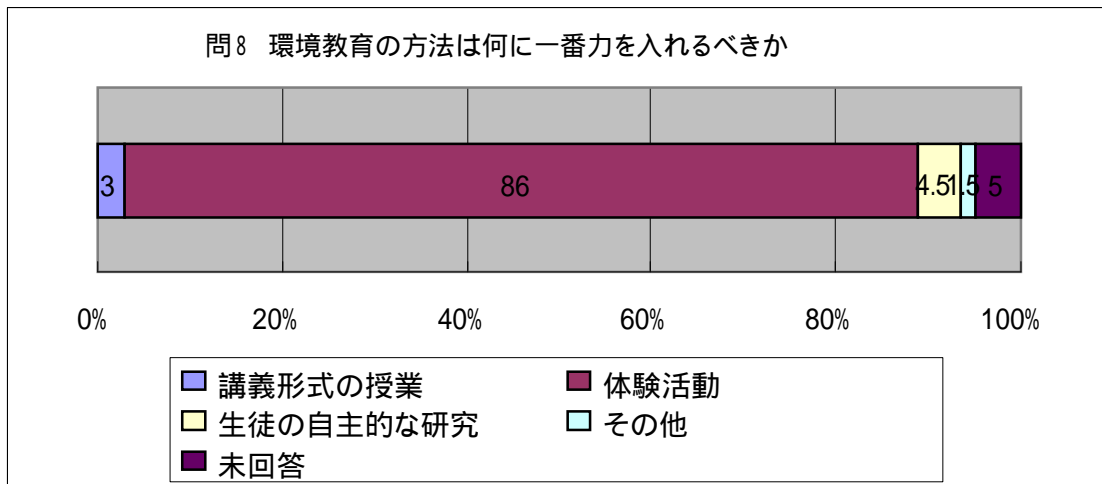


図 6



まず「環境教育指導資料」を知っているかという問いについては、「知らない」という回答が 52%と半分以上を占めた。「名前を聞いたことはある」の 31.5%と合わせると、80%以上の教員が資料を見たことがないことになる。「時々参照している」が 6.5%であった。

次に小学校における環境教育の方法としては、何に一番力を入れるべきかという問いでは「体験活動」という答えが 86%を占め、それ以外の回答はあわせて 8%のみであった。

この2つの結果を見ると、教員は「環境教育指導資料」を参考していないにもかかわらず、環境教育において重要であるものは体験活動であるということを知っていた。これは教員が経験によって体験活動が重要であるということを知ったのであるということができるだろう。

「環境教育指導資料」は特に事例編は教育現場の教科と関連させた環境教育から体験型まで、様々な授業例がある。それぞれの授業例のねらい、準備手順や留意点などが資料とともに詳しく書かれ、非常に充実した内容である。資料という立場上、参照を強いることはできないが問5, 6でも「環境教育を行う際に参照する資料が分らない」という声があることから、この資料を現場で活用できる可能性はまだあるものと考えられる。

() 行政による法律や方針についての分析

ここでは教員が環境教育について関心を持っていて、法律や千葉県が出す方針についても知っているかということを知るための分析を行う。そのために、まず国が制定している法律である「環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を知っているかという問いと、今年千葉県で審議されておりパブリックコメントが募集されていた「千葉県環境学習基本方針」を知っているかという問いの項目を設定した。

図 7

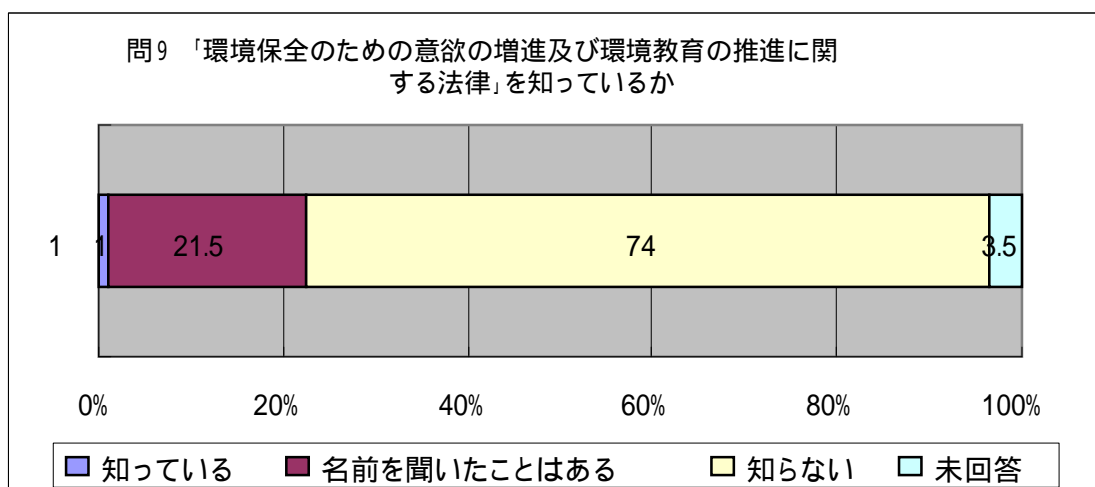
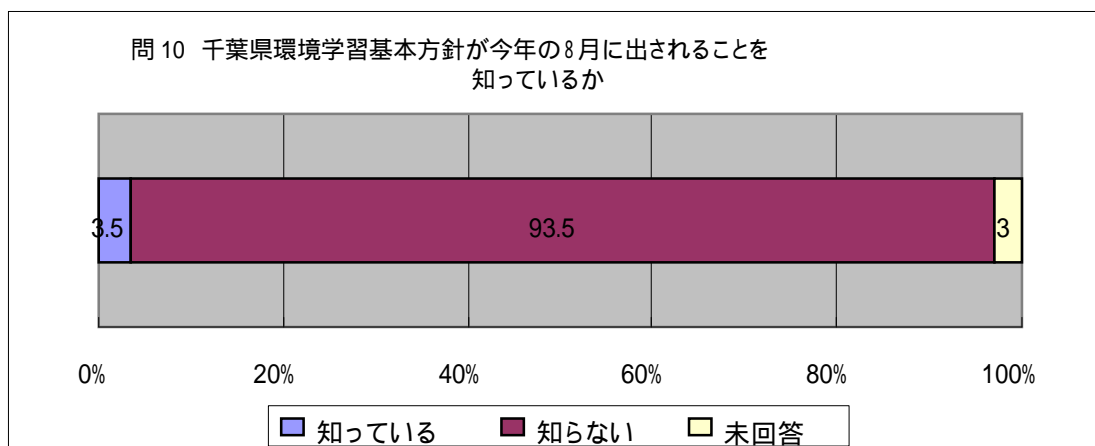


図 8



「環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を知っていると答えたのは1%にすぎず、ほとんど認知されていなかった。

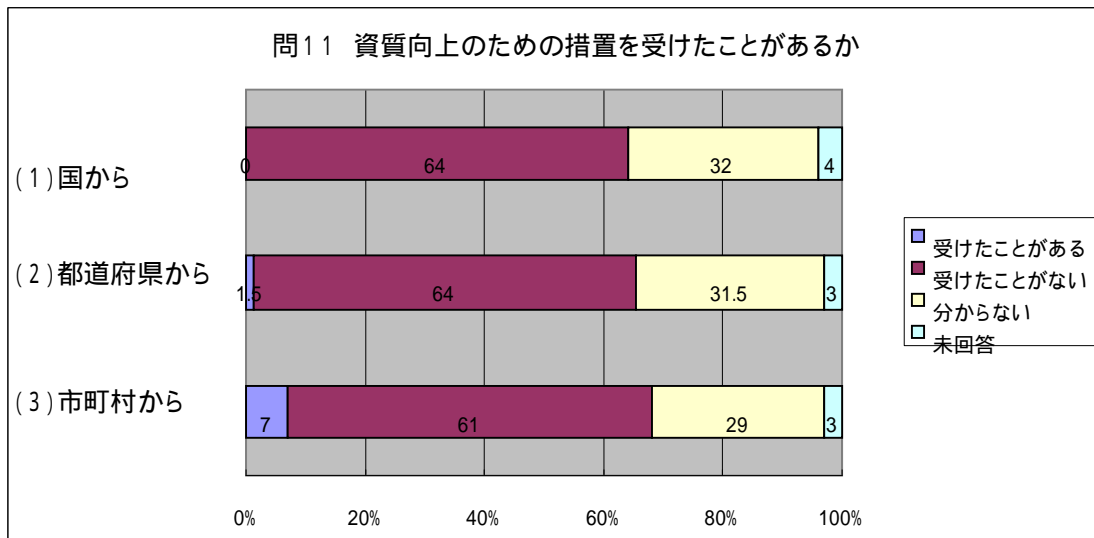
また、千葉県が今年発行した、「千葉県環境学習基本方針」を知っていると答えた教員はわずか3.5%であり、知らないと答えた教員が93.5%に及んだ。

この方針は千葉県における環境教育を推進するための基本方針であり、家庭から学校、企業、地域コミュニティーそしてNPOなどそれぞれのアクターの役割明確にし、その連携を強め環境教育を進めていこうというものである。この方針を作るにあたり、HPや県の情報センターでのパブリックコメントの募集や県民への説明会も県内各地で5回行われた。しかしこの結果からは県民である教員の認知度がほとんどないことが伺われる。

() 行政による措置についての分析

教員は環境教育のために国、都道府県、市町村から措置を受けているかということを知るための分析である。国や都道府県、市町村はそれぞれ環境教育のための措置を講じなければいけないということは、「環境教育指導資料」に明記されている。

図 9



県、及び市町村からの資質向上の措置を受けたことがあると答えたのは都道府県からが1.5%、市町村からが7%にすぎなかった。

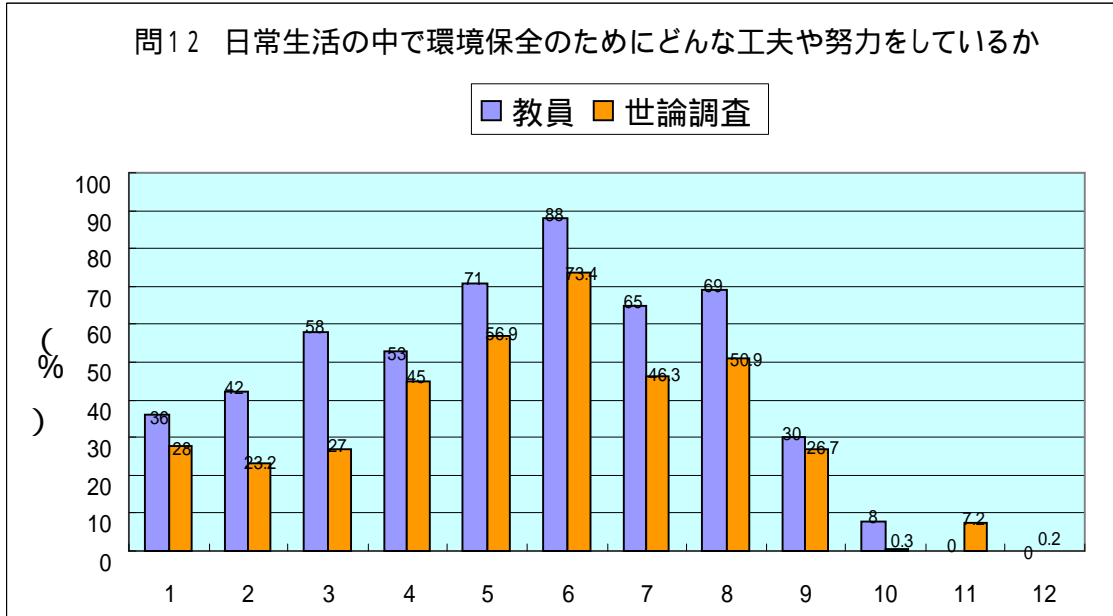
措置を受けたことがないのは教員自信の認知不足なのか、それとも行政側がそのような措置自体をおこなっていないのだろうか。問い9で取り上げた「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」では『国や市町村が環境教育を推進するために、教育の質向上に努めるものとする』と定められている。この法律をもとにどれだけの措置が行われているのか検討が必要である。

() 教員の環境意識についての分析

第二部の教員へのアンケート内容は平成 17 年 9 月の政府による世論調査から一部抜粋したものである。教員は環境問題に関してどのように考えているのか、どのような行動を取って環境汚染を防止しようとしているのかということを知るためにこのような項目を世論調査の中から抜粋した。また、世論調査の結果と、今回のアンケート結果を照らし合わせ、一般的な人々の環境意識と教員の環境意識には差が見られるのかということ进行分析、考察する。

以下がアンケート調査の結果である。

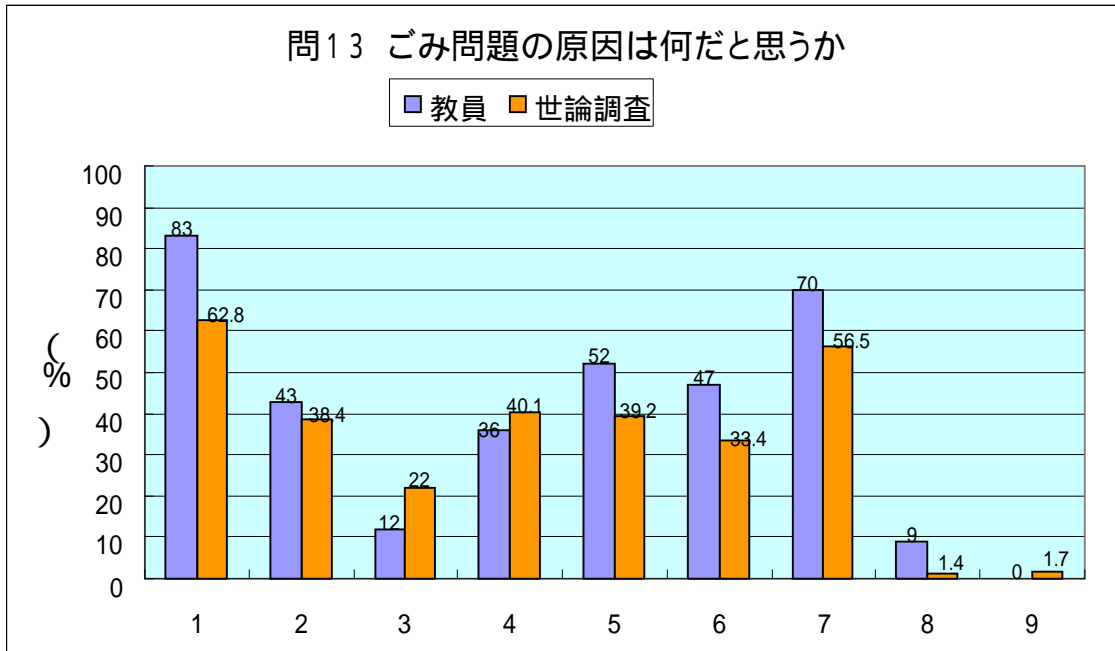
図 1 0



問 1 2 の選択肢は以下の 1 2 個である。

1. 使い捨てのものはなるべく買わない
2. 買い物時にポリ袋やビニール袋 (レジ袋) などをもらわない
3. 再生紙など環境にやさしい商品を買う
4. なるべくごみを出さない
5. てんぷら油や食べかすを排水口から流さない
6. 古紙, 牛乳パック, ペットボトル, 空き缶などのリサイクル, 分別収集に協力する
7. 日常生活の中で節電や節水に努めたり, 省エネルギー型の製品を使用する
8. 冷やしすぎない冷房温度, 暖めすぎない暖房温度の設定に努める
9. 生活騒音の防止に努める
10. その他 ()
11. 特にしていない
12. わからない

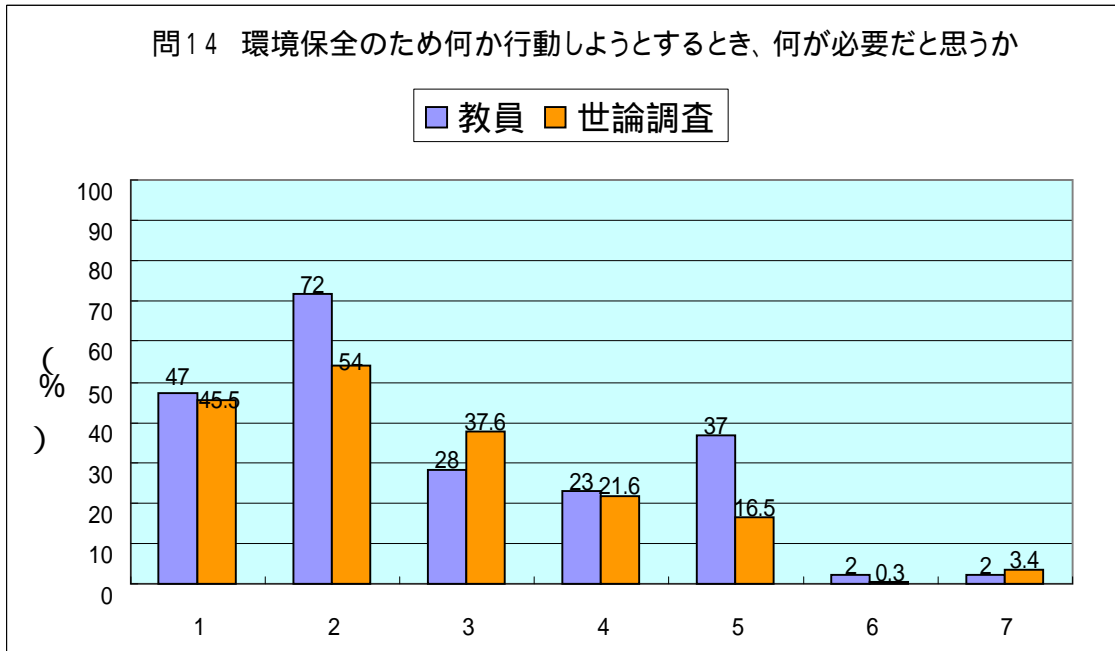
図 1 1



問 1 3 の選択肢は以下の 9 つである。

- 1.大量生産、大量消費、大量廃棄の生活様式
- 2.ものを再使用(リユース)したり再生利用(リサイクル)したりするための取組が不十分
- 3.ごみ処理施設や最終処分場の整備が不十分
- 4.不法投棄に対する規制や取組が不十分
- 5.ごみの行方やその処理方法について、ごみを排出した人や企業の関心が低く、ごみの排出者としての責任の認識が浅い
- 6.ものを製造したり販売したりする企業が使用済みの製品を回収するなどの、企業の責任や努力が果たされていない
- 7.使い捨て製品が身の回りに多すぎる
- 8.その他()
- 9.わからない

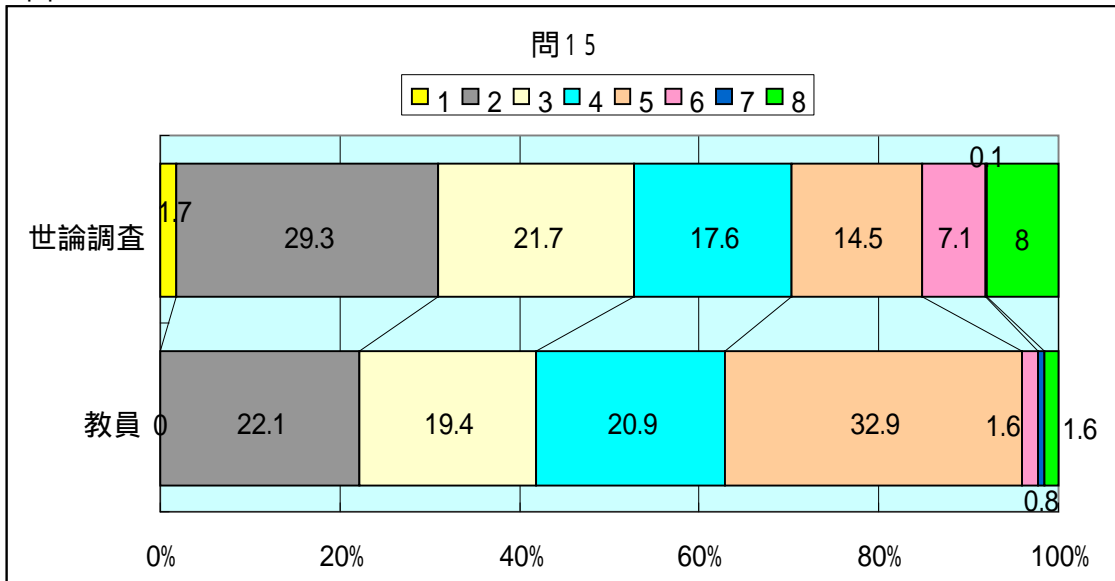
図12



問14の選択肢は以下の7つである。

1. 環境問題の現状や対策についての情報
2. 環境問題と生活のかかわりや身近な工夫についての情報
3. 一緒に協力して活動できる仲間や団体
4. 情報の入手や取組についての相談ができる窓口
5. 学習や活動に参加するための時間
6. その他 ()
7. わからない

図13



問 1 5 の項目は「大量生産，大量消費，大量廃棄型の社会を見直して，天然資源の消費を抑制し，ごみを減らしてリユースやリサイクルをすることで環境への負荷が低減されるような循環型社会を形成する施策を進めていくことについて，どのように思いますか。先生の考えに近いものをこの中から 1 つだけお答えください」というものであり、選択肢は以下の 8 つである。

1. 現在の生活水準（物質的な豊かさや便利さ）を落とすことであり，受け入れられない
2. 現在の生活水準を落とさず，大量生産，大量消費は維持しながら廃棄物のリユースやリサイクルを積極的に進めればよい
3. 廃棄物の処理場や天然資源がなくなってくるのであれば，循環型社会への移行はやむを得ない
4. 現在の生活水準が多少落ちることになっても，循環型社会に移行すべきである
5. 現在の「もの」の所有や消費を重視した価値観は変わりつつあり，生活水準が落ちることにはつながらないため，循環型社会に移行すべきである
6. 循環型社会がどのような社会かわからない
7. その他（)
8. わからない

以上がアンケートの項目・結果であった。問 1 2 から問 1 5 の設問は，小学校教員の環境一般への意識や行動の現状を知るためだけではなく，国民一般と小学校教員との回答の差異を調べることを目的として，平成 17 年 9 月に内閣府により行われた「環境問題に関する世論調査」から一部抜粋した設問となっている。なお，回答者には内容が世論調査と同じであることは伏せてある。

比較対象とした世論調査と今回のアンケートの詳細は以下の通りである。

	調査時期	母集団と標本数	有効回収数 (率)	男性	女性
世論調査	平成 17 年 9 月 8 日～ 9 月 18 日	全国 20 歳以上の 3000 人	1896 人 (63.2%)	858 人 (58.8%)	1038 人 (67.3%)
本アンケート調査	平成 19 年 8 月から約一ヶ月	19 年度に異動となった千葉県の小学校で働く教員、358 人	129 人 (36.0%)	29 人	100 人

それでは，設問ごとに比較検討していくこととする。

まず，問 1 2 についてだが，これは実際に環境保全のために行っている工夫や努力を問う問題になっている。回答結果としては，すべての項目で世論調査よりも良い結果が出た。特に資源の分別に関しては約 8 8 % の教員が実際に取り組んでいると答えている。また中でも比較的差が大きかったのが 3 の再生紙など環境にやさしい商品を買うという項目であった。全般的に環境への積極的な取り組みがうかがえる。

次に，問 1 3 についてだが，これはごみ問題の原因について問う問題である。結果としては，世論と同様で，1 と 7 の回答が多かった。ごみ問題の 1 つの原因として，使い捨て商品の氾濫や大量生産，大量消費，大量廃棄の生活様式など，ごみの発生抑制に対する企業や消費者の取り組みの甘さを指摘する教員が 7 ～ 8 割にも上がることがわかった。また，その反面，3 や 4 といった行政の責任を問う声は世論調査の結果より低い値となっている。

次に問 1 4 についてだが，これは環境保全行動に必要なものを問う問題である。この設問で特徴的なのは，2 の「環境問題と生活のかかわりや身近な工夫についての情報」と 5 の「学習や活動に参加するための時間」の回答率が比較的高かったことである。第一部の設

問5と同様に、先生という教える立場としてだけでなく、一個人としても問題意識を感じている教員が多いと言えるだろう。

最後に、問15についてだが、これは循環型社会形成に対する施策についての考え方で一番近いものを1つ選ぶ問題となっている。これは世論調査では2の回答率が29.3%と一番高かったのに比べ、教員へのアンケートの結果では5の回答率が3割を超える高い数値になっている。また循環型社会の認知率も世論調査に比べ高く、全体的に循環型社会形成の施策に対する受容性も高いものとなっている。

以上、4つの設問の結果から、教員個人としての環境への意識と行動は比較的高いと言ってもよいだろう。しかし、第一部の結果と照らし合わせてみると、個人としての行動としては積極的に分別や省エネ省資源に取り組んでいるが、教えるというレベルの環境教育になると大きな問題を抱えていることがわかる。つまり個人的な環境保全行動と教育者としての環境教育の間には大きなギャップがあるように見受けられた。

よって提言は教員個人を対象にするのではなく、学校や行政など組織的なものに対する提言の方がより効果が上がるのではないかと考えられる。

第2節 クロス集計

アンケートを行い、年代・性別ごとに違いが生まれるかということについてクロス集計を行い、実測値と理論的期待値との差分をとって、年代・性別の違いによって回答傾向の偏りがある項目を抽出した。本節における表は、該当する問についての実測値と理論的期待値との差分であり、正の数値は、期待値よりも実測値が大きいことを示している。

()環境教育に関する年代別クロス集計

年代別クロス集計においては、問2から、20代の先生は環境教育を行っているが、学習指導要領を参考にしておらず、手探りで環境教育を進めていることがわかった。

問2	20代	30代	40代	50代	60代以上
学習指導要領に沿った環境教育を行っている	-2.09	2.33	-0.94	1.28	-0.58
学習指導要領に沿っているかどうかは確認していないが環境教育は行っている	2.11	0.17	-1.91	-1.43	1.06
環境教育を行っていない	1.24	0.17	-0.99	-0.34	-0.07
環境教育を行うべき教科を担当していない	-0.80	-3.17	4.04	0.30	-0.36

問3からは、50代の教員は総合学習において学習指導要領を踏まえた環境教育を行う傾向にあること、20代の教員は総合学習において学習指導要領を踏まえず環境教育を行っている傾向にあることがわかった。

問3	20代	30代	40代	50代	60代以上
はい	-6.17	-1.33	0.54	6.13	0.84
いいえ	2.59	-0.83	2.23	-3.57	-0.42
わからない	5.57	0.33	-2.49	-3.17	-0.23
未回答	-1.98	1.83	-0.28	0.61	-0.19

問4については、20代の先生は未回答が多く、参照できていない状況がみてとれる。30代の先生は新聞雑誌に頼る傾向にあり、50代の先生は、文部科学省の指導資料・環境教育関連の本によって勉強している先生が多い傾向にある。

問4	20代	30代	40代	50代	60代以上
文部科学省の指導資料	-1.21	-0.32	-2.28	2.93	0.88
環境教育関連の本	-5.82	0.24	0.35	4.17	1.06
インターネット	-3.25	1.06	1.32	0.57	0.31
テレビやラジオなどの番組	-1.12	1.68	0.26	-1.63	0.80
新聞や雑誌	-3.53	4.04	-2.30	1.23	0.57
その他	-1.12	-2.32	1.26	2.37	-0.20
未回答	5.78	-0.09	-6.01	1.20	-0.88

問5からは、中核を担うべき40代の先生に「環境教育を行ったことがない」という先生が多いことがわかった。

問5	20代	30代	40代	50代	60代以上
時間を確保するのが難しい	-1.73	-0.75	1.88	0.61	-0.02
予算が少ない・足りない	-2.83	0.71	2.88	-2.29	1.54
取り上げるべきテーマがわからない	-1.42	1.35	2.44	-3.14	0.77
適切な教材が少ない	-0.83	-1.29	3.88	-1.29	-0.46
関連情報の収集方法がわからない	0.32	0.87	-0.71	-1.03	0.55
児童があまり興味、関心を示さない	-1.51	2.35	-1.10	0.41	-0.14
特に問題を感じない	1.73	-1.48	-3.15	3.12	-0.22
その他	0.58	4.35	-3.56	-1.14	-0.23
環境教育を行ったことがない	-0.06	-1.16	3.13	-1.81	-0.10
わからない	0.09	2.01	-0.46	-1.55	-0.09

問7においては、中核を担うべき40代の先生に「環境教育指導資料」が浸透していない。50代の先生は比較的知っている傾向があることがわかった。

問7(文部科学省環境教育指導資料)	20代	30代	40代	50代	60代以上
良く参照している	-0.16	-0.17	-0.41	-0.26	0.98
時々参照している	-1.42	0.51	-0.65	1.70	-0.14
名前を聞いたことはある	0.05	-1.28	-4.86	5.75	0.34
知らない	2.79	0.26	4.17	-6.15	-1.07
わからない	-1.26	0.68	1.75	-1.05	-0.12

「環境教育指導資料」で、環境学習において体験学習が重要であると提示されているが、問8の回答において、20代の先生は、講義形式を重要であると考えている先生が他の年代よりも多いことがわかった。これは、若い先生の経験のなさの現れと考えられる。

問8	20代	30代	40代	50代	60代以上
講義形式の授業	2.39	-0.67	-1.62	-0.04	-0.06
体験活動	-2.26	0.00	1.30	0.70	0.26
生徒の自主的な研究	0.24	-0.83	0.97	-0.30	-0.07
その他	0.70	-0.33	0.19	-0.52	-0.03

未回答	-1.07	1.83	-0.84	0.17	-0.10
-----	-------	------	-------	------	-------

問9,問10においては、世代にかかわらず「環境教育推進法」や「千葉県環境学習基本方針」などの制度が浸透していないことがわかった。ただ、40年代に環境教育推進法を知らないという回答が比較的多く、50年代に名前を聞いたことがあるという回答が比較的多かった。

問9(環境教育推進法)	20代	30代	40代	50代	60代以上
知っている	0.85	-0.17	-0.41	-0.26	-0.01
名前を聞いたことはある	-0.41	0.17	-3.77	3.43	0.58
知らない	-0.67	-0.17	4.20	-2.87	-0.49
未回答	0.24	0.17	-0.03	-0.30	-0.07

問10(千葉県環境学習基本方針)	20代	30代	40代	50代	60代以上
知っている	-0.76	0.17	-1.03	1.70	-0.07
知らない	1.37	-0.50	0.65	-1.65	0.13
未回答	-0.61	0.33	0.38	-0.04	-0.06

問11からは、20代の先生が行政からの措置を受けたことがあるかどうか、「わからない」と答える比率が比較的高いことがわかった。そもそもこのような行政措置があることが浸透していないのではないだろうか。

問11(資質向上の措置)	20代	30代	40代	50代	60代以上
国から					
受けたことがある	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
ない	-3.05	-1.72	1.86	2.25	0.66
わからない	3.05	1.72	-1.86	-2.25	-0.66
県から					
受けたことがある	0.69	-0.33	-0.81	0.48	-0.03
ない	-2.95	-1.61	3.13	1.75	-0.33
わからない	2.26	1.94	-2.33	-2.23	0.36
市町村から					
受けたことがある	0.43	-0.64	-1.03	0.39	0.85
ない	-2.32	-0.96	1.75	1.80	-0.27
わからない	1.89	1.60	-0.72	-2.19	-0.58

以上の結果から、20代の若い教員は参考資料を参考にしていない傾向がある。しかし、20代の教員は経験も少ないので、体験学習を重視した十分な環境教育を行っていないと言えるのではないか。

また、教育の中核を担うべき40代の教員が環境教育を行っていない傾向がある。本来ならば、教育の中核を担うべき40代の教員が環境教育を行っていないということは問題なのではないだろうか。

また、50代の教員に関しては、比較的行政が出している資料を参考にしている傾向がある。50代の教員のみではなく、もっと若い教員にもこのような資料を参考にする傾向を広げるべきではないだろうか。

()環境教育に関する男女別クロス集計

男女別クロス集計からは、男性の方が指導要領を参照する傾向にあること(問2,問4)適切な教材がないと不満を抱いているのは男性に多いという傾向が見られること(問)行政から

の措置を受けたかどうかわからないと考えている教員は女性に多い傾向があること(問)がわかった。

問2	男	女
学習指導要領に沿った環境教育を行っている	3.30	-3.30
学習指導要領に沿っているかどうかは確認していないが環境教育を行っている	-4.13	4.13
環境教育を行っていない	-0.09	0.09
環境教育を行うべき教科を担当していない	1.57	-1.57
わからない	-0.65	0.65
問4		
文部科学省の指導資料	2.22	-2.22
環境教育関連の本	-0.50	0.50
インターネット	-1.71	1.71
テレビやラジオなどの番組	-1.12	1.12
新聞や雑誌	0.31	-0.31
その他	-0.12	0.12
問5		
時間を確保するのが難しい	1.17	-1.17
予算が少ない・足りない	0.86	-0.86
取り上げるべきテーマがわからない	-0.57	0.57
適切な教材が少ない	3.86	-3.86
関連情報の収集方法がわからない	-1.91	1.91
児童があまり興味、関心を示さない	-1.23	1.23
特に問題を感じない	-0.35	0.35
その他 ()	-1.57	1.57
環境教育を行ったことがない	-0.56	0.56
わからない	-0.34	0.34
問11 - 1 国		
ある	0.00	0.00
ない	3.59	-3.59
分からない	-3.59	3.59
問11 - 2 都道府県		
ある	0.55	-0.55
ない	3.07	-3.07
分からない	-3.63	3.63
問11 - 3 市町村		
ある	1.76	-1.76
ない	-0.03	0.03
分からない	-1.73	1.73

この結果から、資料や措置など、制度に関心があるのは男性が多いということがわかった。むしろ、女性は自分の経験に基づいて環境教育を行っている教員が多いのではないかと考えられる。

第3節 教員へのインタビュー結果

私たちは、アンケート集計だけではわからない環境教育に関する情報を収集するために小学校へインタビューに伺った。

今回は、千葉市立の公立小学校のお二人の先生にご協力をいただいた。千葉市立検見川小学校の教務主任である百瀬一郎先生と千葉市立A小学校の教務主任の先生である。

1. インタビューA

まず、始めに百瀬先生のところへ伺い、私たちが行ったアンケート結果と分析を百瀬先生に見ていただき、問いごとにコメントを頂いた。また、アンケート結果からはわからない小学校教育や環境教育の事情に関しての質問も行った。

まずは、アンケート結果と分析に関するコメントである。

() 学習指導要領についての分析

私たちは「環境教育が学習指導要領に載っていることを把握していないのか、元々学習指導要領を参照せずに授業を行っているのか。」「総合学習での環境教育の内容を検討する際に、学習指導要領を参考することが他の科目よりも多いのはなぜなのだろうか。」という疑問を持った。

その疑問に関して伺ったところ、次のようなコメントを頂いた。

「教員が、学習指導要領で環境教育を扱っていることを知らないということは考えられない。ただ、教員は資料を見るよりも自分の経験に基づいて教育を行っている場合が多い。そのため、学習指導要領を参考にすることは少なく、詳しい内容をわかっていないかもしれない。しかし、学習指導要領に縛られるだけではなく、もっと広い内容で環境教育を行っている教員もいると考えられる。また、一般的な環境教育についてよりも、総合学習における環境教育に関して、学習指導要領を参考にしている教員が多いという結果は、総合学習が平成14年にできた新しいものであり、教員自身が内容の確認の必要性があると考えている。その結果、総合学習でどのような内容を取り扱えばよいかわからない教員が多いので学習指導要領を参考にしている教員が多いと考えられる。

結論としては、学習指導要領を参考にすることが本当に環境教育を行う上で必要なことであるのかということ、まだ学習指導要領を参考にする必要性があるのかということ、から学習指導要領を参考にしていない教員が多いのであり、教員が学習指導要領で環境教育を扱っていることを知らないということは考えられない。」

このインタビュー結果を分析すると、学習指導要領の内容が教員にとって本当に必要のある内容ではないので、参考にしていない教員が多いと考えられる。

() 参考資料についての分析

私たちは「なぜ、教員は文部科学省の指導資料ではなく、本やインターネットから環境教育に関する情報を得ているのだろうか。」という疑問を持った。

その疑問に関して、次のようなコメントを頂いた。

「教員は経験に基づいて授業を行っているので、文部科学省の資料を参考にすることは少ないと考えられる。また、文部科学省の資料を参考にするよりも、もっと参考にできる市や県、企業が発行している環境教育に関する資料がたくさんあり、そのような資料を参考にしながら、より地域密着型の、身近で実践的な環境教育を行うことができると考えられるからである。」

このインタビュー結果から、教員はより地域密着型の、自分たちの地域に合った環境教育を行うために、文部科学省の資料ではなく自分たちの環境教育に適した資料を参考にしているという現状がわかった。

() 環境教育を行う上での問題点についての分析

私たちは、「教員は環境教育を行う上での問題点に関して、具体的にどのような考えを持っているのだろうか。」という疑問を持った。

その疑問に関して、次のようなコメントをいただいた。

「私自身は、環境教育を行う上で問題点をあまり感じない。なぜならば、時間の確保という点では、授業での時間を確保するのではなく、他の授業と連携させたり、日常生活の中で環境教育を行うことができるからである。むしろ、時間の確保という点では、準備の時間が足りないと考えられる。たとえば、印旛沼の水を採取して、『この水を飲むことはできるのか?』というような授業を行いたいと考えても、実際に水を採取する時間がない。このように、実践的な環境教育を行おうと考えると、そのための準備の時間が少ないとは感じられる。また、予算に関しては教員のやりかたしだいであると考えられる。確かに、国からの予算は少ないかもしれないが、環境教育なんて身近なもので行うことができるのである。たとえば、『車とハンカチさえあれば環境教育はできる』このように、予算なんてなくても環境教育は行うことができると考えられる。むしろ、私自身が感じている問題点とは『子供の認識と現実のギャップ』である。環境を大切にしなければいけないとわかっていても、どのようなことが身近な問題なのか、身近にある環境問題とはどのような問題なのかということを知っていない子供が多い。たとえば、光化学スモッグなどはその点で、子供の身近で環境問題を考える良い題材であると考えられる。」

このインタビューから、アンケート結果から導き出された環境教育を行う上での問題点は教員の工夫によって改善されるのではないだろうかということがわかった。実際に、アンケート結果問6によると、百瀬先生のように環境教育に関して問題点を感じていない教員も多かった。時間に関しては百瀬先生のおっしゃるのように他の授業との関連を持たせる、また日常における取り組みを推進するなどが考えられる。また行政も教員が取り組みやすいよう、資料や教材の提供、また法律での環境教育推進を行うことが考えられる。

() 行政資料についての分析

私たちは『環境教育指導資料』は様々な授業例が載っており参考になると考えている。」という分析を行った。

この分析結果を述べた上で、次のようなコメントを頂いた。

「私は、『環境教育指導資料』を知っています。確かに、ここには参考になるような内容が書いてあるかもしれない。しかし、それは一般的な話であって、もっと身近な環境教育を行うためには必要な内容ではないのではないだろうか。確かに、このような資料はベースとしては必要だろう。しかし、この資料を参考にするだけでは知識のみの授業になってしまうので、もっと実践的な授業が必要ではないか。」

このように、環境教育に関して熱心な教員は「環境教育指導資料」を知っているということが分かった。しかし、「環境教育指導資料」を知っていたとしても、この資料を参考にするだけでは良い環境教育を行うことはできないと考えていることが分かった。

() 行政による法律や方針についての分析

アンケート結果より「教員は『環境保全のための意欲の増進および環境教育の推進に関する法律』について知らない。また、千葉県が今年発行した『千葉県学習教育基本方針』についても知らない。」ということがわかった。

この点に関しては、次のようなコメントを頂いた。

「法律に関しては、授業を行う上では必要性は感じない。確かに、教育を行う上では論理は必要であるということができる。また、法律は時として教師自身の身を守るものなので必要であるということができる。しかし、実践的な環境教育を行う上では、法律を知らなくても問題はない。だから、このような法律を知らない教員が多いのだろう。」

このことから、実際に環境教育を行う上では法律は役立たないので、法律に関心を持っている教員が少ないという実態が分かった。

() 行政による措置についての分析

アンケート結果から「国、都道府県及び市町村から、環境教育充実の為の措置や環境教育に係る教育職員の資質向上のための措置を受けた教員は少ない。」という事実が判明した。また、私たちは「行政から措置を受けた教員とはどのような措置を受けたのだろうか」という疑問を持った。

この点に関して、次のようなコメントを頂いた。

「検見川小だったら、行政と一緒に『空プロジェクト』をいっているの、その分の補助として図書券が配布されている。また、行政から研究校とされている学校には特別な補助金が出ていることもある。また、環境教育について直接的に予算が出ていなくても、社会や理科の予算の中で、その教科の中で行う環境教育にまわせる予算は出ている場合がある。しかし、先ほども述べたように、予算はあるに越したことはないが、ないからといって環境教育を行うことができないというわけではないので、大きな必要性は感じられない。」

実際に、行政から措置を受けているという事実があることはわかったが、実際に環境教育を行う上で、やはり予算はあまり問題ではないという事実が分かった。やはり、予算が少ないからという理由で環境教育を行うことができないという問題点は、本質的な問題点であるということではできないだろう。

次に、アンケート結果からはわからない、私たちが知りたい情報に関して伺った。

() 行政の取り組みについて

「環境教育を行うにあたって行政が行える取り組みとは、どのようなものがあると考えられますか。」という疑問に関して、次のようなコメントを頂いた。

「行政と現場がもっとお互いに環境教育は重要であるという認識を高めることが必要。また、学校の評価として学力が重要視されてしまうことも問題。例えば、学力テストに『環境』なんて問題はない。このように、学校の評価や生徒の学力を気にしてしまうと、環境教育がおろそかになってしまうのではないだろうか。だからこそ、行政や世論によってもっと環境教育の重要性をうたえて、世間一般に環境教育を行っているということは良いことであるという認識を高めるような政策を行ってほしい。また、文部科学省の方針として、学力重視の方針をやめてくれれば、もっと環境教育を行うことができる学校や学級が増えるのではないだろうか。」

このように、教員は行政に、もっと環境教育の重要性を広めて、教員が環境教育を行いやすいような環境を作って欲しいと考えているということが分かった。

() 環境教育と家庭学習について

「環境教育と家庭学習については、どのようにお考えですか。」と伺い、次のようなコメントを頂いた。

「環境教育を行う上で家庭学習は欠かすことができない。環境教育の目標としては大きなものを掲げて、一步一步その目標に近づく努力が必要。その一步一步のためにも家庭での環境教育は重要である。例えば、『授業参観で社会の授業で環境に絡んだ授業を取り上げます。そこで、事前に予習として家庭で環境に関する取り組みを行って、授業参観で発表してください。』と、お願いをする。このような、授業を行えば家庭で環境教育が行うことができる。短期間であるかもしれないが、これをきっかけに家庭での環境意識を改善することができる。」

る。また、環境教育は短期的なものではなく、繰り返しが必要な教育である。だからこそ、より家庭での繰り返しの環境教育が必要である。」

やはり、環境教育と家庭学習については教員も切り離せないものであると考えていることが分かった。そこで、どのようにすれば、学校での環境教育と家庭学習を連動させることができるかということが問題となってくるということが出来るだろう。

() 環境教育の優先順位について

「総合学習の中や、他の教科の中で、環境教育の優先順位はどの程度であるとお考えですか。」と伺ったところ、次のようなコメントを頂いた。

「環境教育の優先順位を決めることはできない。これからは、コンピューターも必要だし、国際的な英語学習なども必要である。どれも欠かすことができないものであり、優先順位は決められない。しかし、環境教育も重要度は高いので、優先順位をつけるのではなく、日常で環境教育を意識したような教育は行わなければならない。そのような意味でも、社会科、理科、総合学習などと環境教育のリンクは重要である。また、ここにあげた三教科だけではなく、他の科目とのリンクも重要である。」

優先順位はないが、やはり環境教育は重要なものであり、他の科目とのリンクが重要であると考えられるということがわかった。やはり、他の科目とのリンクに関しては教員の環境教育に関する意識が高くないと、難しいのではないだろうか。

() これからの環境教育について

「これからの環境教育について、どのようにすれば環境教育が広がっていくとお考えですか。ご意見をお願いします。」と伺ったところ、次のようなコメントを頂いた。

「環境教育とは、どのような社会を作るのか、どのように生きていくかの勉強である。また、環境問題は国際的な問題であり、国際社会を見据えて、一步一步身近なことから環境を考える教育をすすめるべきである。また、行政としては、教育の軸をぶらさず、『環境教育とは重要なものだ。』『紙と鉛筆を使った、知識だけの学問がすべてではない。』ということ、社会的な合意を得られるような対策をとってほしい。もっと、環境教育に対して、社会的な合意を得ることができれば、教員自身も環境教育を自信を持って行うことができるし、環境教育に時間を使っているからといって、保護者の反感を買ったりしなくてすむようになるだろう。だからこそ、行政には環境教育は重要であるということを世論に認めさせるような対策をとってほしいと考えている。」

このように、教員も今の行政の環境教育への対応について満足しているのではなく、もっと世論を動かすような対策を立てて欲しいと考えているということが分かった。

2.インタビュー-B

次に、千葉市立 A 小学校の教務主任の方にお話を伺った。

今回のインタビューは、私たちがある程度提言を考えた上でインタビューを行った。

まず、私たちは国が環境教育に関する指導資料を作成しても、地域密着型の資料ではないので、教員が参考にしていないという結果から、「国ではなく、市町村など、地域に密着した場所が指導資料を作成すれば、もっと教員は参考にするだろう。だから、国レベルではなく、市町村レベルで環境教育の指導資料を作成すべきだ。」という提言を考えた。

この提言に関して、次のようなコメントをいただいた。

「市町村が指導資料を作るのは無理があるのではないだろうか。市町村には他の仕事があるのでそこまで手が回らないだろう。行政側の取り組みが悪いというよりは、教員が環境教育を行う上で、あまり資料を参考にしないので、教員が環境教育指導資料を参考にしていない

という結果が生まれたのだろう。教員は、必要になったときにしか資料を参照しない。また、いろいろなところからたくさん文章が届くのでいちいち参照してられないのが現状である。だから、行政が出した資料の中から、教員が必要なものを選ばなければならないのではないだろうか。」

このように、教員は行政の取り組みが悪いと思っているのではなく、資料を参考にしたくてもたくさん量があるので、本当に必要なものを見分けられないのが問題であるということがわかった。ただ単に、たくさん資料を出せばよいのではなく、本当に教員にとって必要な資料を少量出すのが良いのではないだろうか。

また、環境教育を日常でも進めるためには、教員の環境意識が高い方がよいと考え、私たちは次のような提言を考えた。「行政側としては、教員の環境意識を高めるために、もっと研修を行った方がよいのではないだろうか。特に、教員が時間的に余裕のある夏休みなどの長期休暇を使って、他の科目の研修の中に環境教育に関する研修をおこなうべきではないだろうか。」

この提言に関して、次のようなコメントをいただいた。

「確かに、研修は必要である。教員の環境意識を高めるのは必要なことであり、教員の環境意識を高めるためには研修は効果的であるということが出来るだろう。また、夏休みなどの長期休暇は教員も比較的時間が作りやすく、研修が受けやすい。この夏休みという長期休暇を使って、教員の環境意識を高めるような研修は必要であろう。」

このことから、実際に教員にとって研修は必要なものであり、教員の環境意識を高めるために、研修を行うことは効果的であり、もっと行政は環境意識に関する研修を進めなければならないだろうということがわかった。

上記のようなコメントを頂いた一方で、二度目のインタビューを行った A 小学校教務主任の先生からは一度目のインタビューを行った百瀬先生とは異なり、環境教育の重要性は認識しつつもそこまで時間を割くことはできないという印象を受けた。総合的な学習や全校としての取り組みについてうかがった際には、

「環境教育は大切だが、他の科目や取り組みの時間もとらなくてはいけないので、環境教育ばかりに時間をさくことは出来ない。A 校ではボランティア活動を盛んに行っており、その一環でゴミ拾いなどをすることはある。他にも子ども達が校庭や学校の周りの樹木や草花の名前を覚えるということも環境教育である。環境教育と一言で言っても、それをどのようにとらえるかでまったく違って来る。」とコメントを頂いた。

このように学校によって、取り組む目標や先生方の考え方にも違いがあることが分った。

第四節 行政へのインタビュー結果

私たちは、アンケート結果による分析と実情の相違点を確認するため、またその分析に基づいて検討した提言の実現可能性をより高くするために、行政関係者の方へインタビューに伺った。まず始めに私たちが行ったアンケート結果と分析の、行政に関わる部分を見ていただき、コメントを頂いた。また、アンケート結果からはわからない行政の事情に関する質問も行った。

() 行政による法律や方針についての分析

アンケート結果からの分析は前述の通りである。この『千葉県環境学習基本方針』においては、HP などでパブリックコメントを募集していたにも関わらず教員はほとんど知らなかった。これに対して、「今回限りではなく、パブリックコメントの全体の募集の仕方に問題

があった。そのため、この募集方法については工夫の余地はあると思われる。これは法律に対して同様である。」ということ伺った。

() 行政による措置についての分析

「この行政における措置というのは、環境教育を普及させるための仕組みや推進体制、例えば組織作りや研修のカリキュラムであるとかの体制作りを行なうということである。今回教員が「措置を受けた事がない」という回答が多かったのは、措置という言葉の認識の相違があったことも否めないが、確かに行政の取組みが弱いというのも要因ではないかと思われる。これは、行政がこの環境教育に対する措置を行なう必要を認識していないためかと思われる。環境教育の費用対効果の検証が難しいからだ。」ということ伺った。

次に、私達が疑問に思った点を質問した。

まず1つ目は、予算に関する質問である。教員が認識している環境教育における問題点として、「予算が少ない」と答えた教員が二番目に多かった。つまり、教師は環境教育のための予算を欲しているということである。この要求に対し、行政はどこまでこれに応えることが出来るのかをお聞きしたところ、「これはさっき述べた様に費用対効果の問題があるが、予算を裏付ける法律・条例・またそれらに基づく計画があり、その計画の中に環境教育が重要施策としてしっかり盛り込まれていないと、予算はつかない。そのため、環境基本計画における環境教育の重要性を位置付け、方針に基づく施策事業を展開して行く必要がある。今回策定した千葉県環境基本計画においては、「人材の育成と活用」という方針施策にそれを盛りこんだ。そしてその中に具体的な教員に対する施策、例えば環境教育プログラムの予算をつけることで、教員が欲している予算の問題が解決できるのではないか」ということであった。

2つ目は、資料に対する質問である。教員へのインタビューの結果、国ではなく、市町村など、地域に密着した場所が指導資料を作成した方が教員はより参考しやすいのではないかという疑問を抱いた。これに対し、行政はどこまでこれに応えることが出来るのかをお聞きしたところ、「確かにそれは必要だと思う。ただ、資料を作る際の参考データを各市町村が保持しているかということ、またその情報を分析できる専門家がその各市町村に存在するか、という二つの問題点がある。この二つの問題点をクリアすれば、この提案は可能であると思う。」ということであった。

そして最後に、「環境教育においても、トップランナー方式が一番良いと思われる。具体的には、モデル学校を作り、そこで行政と教育との関係を密にした学校を作り、補助をしっかり出し、それを周知していくことによって、その学校の仕組みが全国に波及して行くような体制を整える必要がある。それと、NPO や企業との連携がこれから非常に重要になっていくと思われる。このような体制を作るためには、市民が広く環境教育の重要性を認識し、自主的に取組みを先行して行なって行く事によって、行政の中でも環境教育の重要性が認識され、より良い環境教育の仕組みが整っていくことが必要ではないか。」ということ伺った。

第5章 提言

これまでの分析において、環境教育の現状・その他様々な問題点が見えてきた。

アンケートの結果からは世論と比べ教員の環境に関する意識は高く、環境教育の必要性は認識しているもののそれを実際に行動に移す際には様々な問題点があり環境養育が行われていないことが分かった。これは環境教育においては教育の意識や認識によるところがおおいという私達の予測と一致する。この分析に基づき、最初に述べたような環境教育の目的を達成できるような環境教育を目指していきたいと思う。そこで、以上の分析結果を元に提言を行いたい。

第1節 行政資料に関する提言

アンケート結果から、教員側は環境教育を行う際に適切な資料が見つからないという悩みを抱えていた。また同時に行政が提示している資料を参考にしていないという結果も分かった。これらの結果を総合すると、教員が実際に使うことが出来る行政資料を発行するという提言が考えられる。

行政資料に関して留意すべきことが2つある。1つ目は地域密着型の資料を作ること。2つ目はその配布の仕方に工夫が必要であることである。その理由としては、教員が環境教育を行う上で、資料は身近なものではないので参考にならないということであった。そこで、行政としては、もっと教員にとって参考になる資料を作成すればよいのではないだろうか。教員にとって参考になる資料とは、国が出す資料ではなく、学校にとって身近であり、地域を良く知っている市町村が出す資料である。今までの資料では、環境教育の例が提示されていたとしても、それは地域に密着していたものではなかった。しかし、市町村が資料を作成すれば「この川では、このような環境教育を行うことができる。この林には、このような由来があるので、このような環境教育を行うことができる。」ということを具体的に提示することができるだろう。

資料の配布の仕方にも工夫が必要である。インタビューでもあったように大量の資料が送られてくる教育現場では全ての資料にまでは目が行き届かない。そこで第2節で述べるような研修のなかで資料を使い、その認知度を高めること、教員に資料の収集方法を提示する必要である。

また、教員側としては、行政が提示した資料を参考にして環境教育を行うべきであろう。行政が提示した資料で環境教育を行うことによって、環境教育の質の差が生まれにくくなると考えられる。教員の独断によって環境教育を行うと、環境教育の質に差が生まれてしまうと考えられる。そこで、行政側の資料を参考にすることによって、環境教育の質の差を埋めることができるだろう。

第2節 研修制度に関する提言

インタビュー結果から、日常の環境教育を盛んにするためには、教員の環境意識が高くなければならないということがわかった。アンケート結果から、世論調査と比べると教員の環境意識は高いということがわかっている。しかし、十分な環境教育を行うためにはもっと教員の環境意識を高めなければならないといえるだろう。

そこで、行政としては、教員に対してもっと研修を行うべきだろう。インタビュー結果から、教員は夏休みに研修を受ける時間があるということがわかっている。このような時間を有効に使って、教員の環境意識を高めるためには研修が有効な手段であるといえる。行政は、もっと積極的に教員に対する研修を行い、教員の環境意識を高めるべきであろう。

また、教員免許の更新時に教員に環境教育に関する研修を受けてもらうべきであろう。環境教育の内容は日々変化しているということができよう。このような日々変化する環境教育に対応していくためには、研修が重要である。そこで、夏休み以外にも、今度教員免許が更新制になるので、その機会に研修を行う必要もあるだろう。

また、教員としては、自ら環境を学ぶ姿勢を持たなければならないだろう。行政が行っている研修を受けることももちろん、教員自身が自ら自発的に環境を学ぶ姿勢も必要であるといえることができるだろう。

第3節 周囲との連携に関する提言

インタビュー結果から、環境教育とは学校だけで行うのは不十分であるということがわかった。地域や家庭、企業やNPOとの連携も重要である。

そこで、行政としては環境教育をおこなっている地域や企業に対してインセンティブを与えたり、特別に予算の措置を与えたりするべきであろう。そのような、行政の施策によって、地域や企業の環境教育が盛んになり、学校だけでなく周囲と連携した環境教育を行うことができると思われる。

また、教員は学校のみではなく、家庭や地域と連携した環境教育を心がけるべきであるといえることができるだろう。インタビュー結果から、家庭とは授業参観の機会などを使って連携を図ることができるだろう。また、家庭や地域と協力することによって、短期的ではない、長期的な環境教育を行うことができると考えられる。

参考文献・データ出典

《参考文献》

- ・倉阪秀史(2004)『環境政策論』信山社
- ・文部科学省(2004)『小学校学習指導要領』
- ・文部省(2001)『環境教育指導資料(小学校編)』
- ・沼田真 監修 佐島群巳 堀内一男 山下宏文 編(1992)『学校の中での環境』国土社
- ・沼田真 監修 佐島群巳 編(1992)『環境問題と環境教育』国土社
- ・川嶋宗継・市川智史・今村光章 編著(2002)『環境教育への招待』ミネルヴァ書房

《データ出典》

- ・環境教育・環境学習データベース <http://www.eeel.jp/> 2007年9月25日
- ・内閣府 HP 『環境問題に関する世論調査』
<http://www8.cao.go.jp/survey/h17/h17-environment/index.html> 2007年6月26日
- ・環境省 HP
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/16/09/04092401/002.htm 2007年9月28日
- ・EIC ネット 『環境教育・環境学習の推進に関するアンケート調査』
<http://www.eic.or.jp/enquate/kekka/index.html> 2007年7月6日